

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）における介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給要綱（個人申請分）

令和2年7月22日
2 福保高計第249号

（通則）

第1条 東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）における慰労金について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対し、予算の範囲内において支給するものとし、その支給については、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱（令和2年7月22日付2福保高計第248号）及びこの要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び介護サービス事業所・施設等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を支給する。

（サービスの定義）

第3条 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、以下の事業所の総称とする。ただし、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

- （1）訪問介護事業所
- （2）訪問入浴介護事業所
- （3）訪問看護事業所
- （4）訪問リハビリテーション事業所
- （5）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- （6）夜間対応型訪問介護事業所
- （7）居宅介護支援事業所
- （8）福祉用具貸与事業所
- （9）居宅療養管理指導事業所
- （10）通所介護事業所
- （11）地域密着型通所介護事業所
- （12）療養通所介護事業所
- （13）認知症対応型通所介護事業所
- （14）通所リハビリテーション事業所
- （15）短期入所生活介護事業所
- （16）短期入所療養介護事業所
- （17）小規模多機能型居宅介護事業所
- （18）看護小規模多機能型居宅介護事業所
- （19）介護老人福祉施設
- （20）地域密着型介護老人福祉施設

- (21) 介護老人保健施設
- (22) 介護医療院
- (23) 介護療養型医療施設
- (24) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (25) 養護老人ホーム
- (26) 軽費老人ホーム
- (27) 有料老人ホーム
- (28) サービス付き高齢者向け住宅

2 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、前項（1）から（9）までの事業所の総称とする。

（実施主体）

第4条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができる。

（支給対象者）

第5条 慰労金の支給対象となる職員は、（1）及び（2）に該当する者とする。

（1）介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

（2）次のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者。ただし、該当の有無に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 「10日以上勤務」とは、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

イ 「始期」は、東京都で新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した令和2年1月24日とする。

ウ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員。ただし、派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても、同趣旨に合致する場合には対象に含まれるものとする。

2 慰労金の支給は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

（支給額）

第6条 支給額は、以下のとおりとする。

（1）利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員のうち、以下に該当する場合は、1人につき20万円を支給する。

① 訪問系サービス事業所で勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員

② 訪問系サービス事業所以外の介護サービス事業所・施設等で勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に当該事業所・施設で勤務した職員

- (2) (1) に該当しない職員及び(1)以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対しては、1人につき5万円を支給する。

(慰労金の支給申請)

第7条 第5条に規定する給付対象者(以下「申請者」という。)が、慰労金の支給を受けようとするときは、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。ただし、本要綱で申請できる者は、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱(令和2年7月22日2福保高計第248号)に基づき介護サービス事業所・施設等に対して「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状」により慰労金の請求及び受領に関する権限を委任することが困難な者に限る。

(慰労金の支給)

第8条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認められた場合は、慰労金を支給するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(慰労金の返還等)

第9条 知事は、協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、慰労金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行う。

- 2 前項の取消しを行う場合において既に慰労金を支給しているときは、知事は期限を定め、慰労金の返還を命ずる。

(検査及び報告等)

第10条 知事は、慰労金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 今回の慰労金は、所得税法(昭和40年法第33号)の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和2年法第27号)に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されている。

- 2 この要綱に定めるもののほか、慰労金の支給等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。